

# 地域主権型社会にふさわしい地方自治法制 の確立に向けた検討について

**【市長会議資料】**

**平成22年12月24日**

# 1 現行の地方自治法制の主な課題と抜本的見直しの必要性

- 地方自治の本旨（住民自治と団体自治と解釈されている）の定義が不明確で、地方自治を保障する規定としては不十分である。

## 地方自治の本旨に関する規定（例）

地方自治法第2条

第11項 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づき、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえたものでなければならない。

第12項 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、及び運用するようにしなければならない。（以下略）

- 法律の原理原則を実行させる強制力がない。

## 具体例

補完性の原則は地方自治法で規定されているにもかかわらず、基礎自治体への権限移譲が進まない。（地方自治法第1条の2、第2条など）

- 法律自体が詳細すぎて（地方自治法だけでも1,460からなる膨大で複雑な条項）、規律密度が高すぎるため、地方の自主性・自立性が阻害されている。

## 具体例

監査委員：指定都市は4人、うち議員は2人か1人（地方自治法第195・196条）

- 住民自治を保障する規定が不十分である。

## 具体例

直接請求権などの住民自治を保障する規定が不十分である。

- 規定内容が現状に合致せず、制度疲労が生じている。

#### 具体例

都道府県から市町村への権限移譲、市町村合併の進展などにより、市町村の規模や行政能力が拡大するとともに、様々な広域的課題への対応も含め、都道府県・市町村が担うべき役割が変化しているにもかかわらず、地方自治体の種類、事務権限などに反映されていない。

#### 結果として

- 団体自治

地方自治体が、住民福祉の向上を目指し、地域の様々な課題に自主的・自立的に迅速、的確に対応するための事務権限、財源、裁量等がない。

#### 結果として

- 住民自治

住民が、地域の実情に応じて、自らの判断と責任において、地域の諸課題に取り組むとともに、決定していくための仕組みが不十分である。

**住民がより良い行政サービスを受けられるよう、「基礎自治体優先の原則」に則った地域主権改革を進めていくためには、地方自治法制の抜本的見直しが必要である。**

## 2 地域主権型社会にふさわしい地方自治法制の確立に向けた検討対象（主な項目）

### 総論

- **地方自治の本旨**  
団体自治、住民自治の明確化
- **国と地方自治体の関係**  
補完性の原則、国と地方は対等 など
- **地方自治体の役割・種類・相互の関係**  
新たな大都市制度（特別自治市（仮称）等）、  
基礎自治体優先の原則、自治体同士は対等  
広域自治体と基礎自治体の役割分担・関係（道州制含む）、  
自治体間の連携 など
- **法律で規定した内容の担保の方法**  
自治体の国政参加制度の充実（指定都市市長会の連合組織化含む） など

## 各論

- **住民の権利、義務**

直接請求権、住民投票権 など

- **住民自治の拡充**

地域の実情に応じた住民自治拡充の取組の推進 など

- **自治立法権**

条例制定権の拡大（条例による上書き権の明確化） など

- **自治行政権**

法令による過剰な義務付け・枠付けの廃止・縮小 など

- **自治組織権**

行政委員会の選択設置（必置規制の見直し） など

- **自治財政権**

課税自主権、起債自主権、予算・決算・財政状況の公表 など

- **議会と長の関係、市長の権限、議会の権限**

二元代表制を前提とした自治体の基本構造の多様化、議会の招集権 など

### 3 今後の検討の進め方について

- **地方自治法をはじめとした地方自治法制の抜本改正**（国の地方行財政検討会議と同様の進め方）  
地方自治法等の個別条項（指定都市市長会として特に追加、廃止、改正が必要と考える項目が中心）についての検討を積み重ね、抜本改正の提案を行う。

〔 個別条項に関する指定都市市長会としての考え方を取りまとめて、国等へ提案する。〕  
（必要に応じて条文案の作成も検討する）



地方自治法等の個別条項についての追加、廃止、改正の検討を行った結果、必要な場合は、（仮称）地方政府基本法案についての検討を行う。

#### <参考>

##### 地方政府基本法の制定について

- 現行の地方自治法の理念的・基本的内容について、地方政府基本法を制定する。
- 地方自治法の中でも、実務的・手続き的内容のもので全国一律の規律が必要なものは、地方の裁量を認める形で改正した上で残し、その他は廃止し、必要に応じて自治体の条例で規律する。

<留意点> 地方政府基本法を準憲法的な法律（上位法）と位置付け、地方自治に関する個別法を制定するに当たっては、地方政府基本法の規定、趣旨、目的に沿うようにすることについては（※）、「基本法といえども国法の形式としてはあくまでも法律であり、個別法に優先するものではない」との批判があり、地方行財政検討会議においても結論が見出せない状況にある。  
※神奈川県「地方自治基本法の提案」はこの位置付け

## ● 特に重点を置いて検討する項目

3・4ページの「主な項目」を参照

＜検討の順序＞ 総論の検討⇒各論の検討

## ● 当面のスケジュール

平成23年5月 地域主権推進部会、市長会議へ中間報告

平成23年8月 地域主権推進部会、市長会議へ第一次案（特に重点を置いて検討する項目中心）報告  
承認が得られれば、国等（地方行財政検討会議等）への提案

以降 必要に応じて、更なる深化

※ 学識者の支援も受けながら、国等（地方行財政検討会議等）の検討状況を踏まえ、時宜に応じた対応（スケジュールの変更等）を取る。